

一般社団法人 岐阜県損害保険代理業協会

西 濃 支 部 規 約



平成 2 2 年 4 月 1 4 日

一般社団法人 岐阜県損害保険代理業協会 西濃支部

一般社団法人 岐阜県損害保険代理業協会西濃支部規約

(名称及び事務所)

第1条 この組織は、一般社団法人岐阜県損害保険代理業協会（以下県代協という）西濃支部（以下支部という）と称し、事務所を支部長宅に置く。

(目的及び組織)

第2条 1. 支部は、その官轄地域内に営業所または住所を有する、県代協正会員、一般会員及び準会員・賛助会員をもって組織する。
2. 支部は、地域に密着し、事業活動を推進すると共に、県代協の事業目的遂行のため最善の努力を行い、併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(役員)

第3条 支部に次の役員を置く。

- | | | | | | |
|-------|----|--------|-----|------|----|
| ① 支部長 | 1名 | ② 副支部長 | 2名 | ③ 書記 | 1名 |
| ④ 会計 | 1名 | ⑤ 理事 | 若干名 | ⑥ 監査 | 1名 |

(役員を選任)

第4条 1. 理事は、支部総会において正会員の中から選任する。
2. 支部長、副支部長、書記、会計は理事会において理事の中から互選し、支部総会の承認を得るものとする。

(役員職務)

第5条 1. 支部長は、支部を代表して支部に関する会務を統括し県代協との連携にあたる。
2. 副支部長は、支部長を補佐し支部長事故ある時はその職務を代行する。
3. 書記は、支部活動の議事録を県代協事務局に報告する。
4. 会計は、支部の会計一般を処理しこれを支部総会に報告する。
5. 理事は、理事会を組織し支部に関する会務を審議する。
6. 監事は、支部の会計処理を監査し支部総会に報告する。

(顧問及び相談役)

第6条 1. 支部に顧問または相談役若干名を置くことができる。
2. 顧問及び相談役は、理事会の推薦により支部長が委嘱する。
3. 支部長を退任したる者は、理事会の推薦により顧問とする。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
(補充により選任された役員任期は、前任者の残存期間とする。)

(会議)

- 第8条
1. 支部は、支部総会、理事会及び例会をもって運営する。
 2. 支部総会は毎年4月に開催し、理事会、例会は必要に応じ支部長が召集する。
 3. 支部総会は、正会員の過半数（委任状を含む）を以て成立する。
 4. 支部総会、理事会の議長は、その会合において、出席者の中から選任する。

(総会の付議事項)

第9条 支部長は、以下の事項を支部総会に付議する。

- ① 会務報告
- ② 収支決算及び予算
- ③ 規約の変更
- ④ 役員を選任
- ⑤ その他重要と認めた事項

(議決)

- 第10条
1. 支部総会、理事会における決議は、出席者（委任状を含む）の過半数の同意をもって決定し、賛否同数の場合は支部長の裁決による。
 2. 例会は、会員相互の研鑽、討議意見交流及び親睦の会合とし、必要に応じ理事会を提議する。

(会計年度)

第11条 支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日をもって終わる。

(支部経費)

第12条 支部の経費は、県代協規定による経費及びその他の収入をもってあてる。

(その他)

第13条 本規約に定めなき事項については、県代協の諸規則に準ずるものとする。

(付則)

1. 本規約は、昭和63年11月17日より実施する。
2. 平成17年4月20日に規約一項目追加。
3. 本規約は平成21年4月1日より一部改定する。
4. 本規約は平成22年4月14日より一部改定する。
(第2条-3、第3条-⑦、⑧、第4条-3、第5条-7、-8
第8条-1、第10条-2 ブロック会 削除)